

公募により選定する施設について

1. 対象施設

施設の名称		玄界診療所	能古診療所
所在地		西区大字玄界島字寄木 1219-60	西区能古 725-2
建物規模		鉄筋コンクリート造 2階建 456.40 m ²	鉄筋コンクリート造 1階建 254.09 m ²
開設年度		平成 8 年度	平成 1 1 年度
診療科目		医科(内科、小児科)、歯科	医科(内科、小児科)、歯科
診療 体制	医科	常駐又は常勤医師 1 人、 常勤看護師 2 人 平日(月～金曜) 9:00～17:00 土曜 9:00～13:00	常勤医師 1 人、常勤看護師 2 人 平日(月～金曜) 9:00～17:00 土曜 9:00～13:00
	歯科	非常勤医師 1 人 非常勤歯科衛生士等 2 人 火・木曜 9:00～17:00 土曜 9:00～13:00	非常勤医師 1 人、 非常勤歯科衛生士等 2 人 月・水・金曜 9:00～17:00
	休診日	日曜・祝日・ 年末年始(12/29～1/3)	日曜・祝日・ 年末年始(12/29～1/3)
平成 30 年度 患者数		2,022 人	4,904 人
次期指定期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	

2. 選定方法

島しょ診療所(玄界診療所、能古診療所)については、現在地に開設して以来、済生会福岡総合病院に管理運営を委託していたが、平成 1 8 年度の指定管理者制度導入し、平成 2 2 年度までは同医療機関を指定管理者に指定し、3 年ごとに管理協定を更新してきた。

しかしながら、島しょ診療所は、①都心部の医療機関に比べて医師等従事者の確保が困難であり、1 医療機関が 2 箇所施設の管理運営を並行して行うことが厳しい状況となってきたこと、②広く管理者を募集し競争性を持たせることで住民サービスの向上や経費の節減等が期待できることから、平成 2 4 年～2 6 年度の指定管理者は、公募により選定し、審査の結果、一般社団法人福岡市医師会を指定管理者とした。平成 2 7 年～令和元年度までの指定管理についても、公募により選定し、審査の結果、一般社団法人福岡市医師会を指定管理者とした。

次期指定期間(令和 2 年～6 年度)の指定管理者についても、引き続き公募により選定することとするもの。

〈参考〉 これまでの委託先及び指定管理者

- ・ 開設当初～平成17年度 済生会福岡総合病院（管理運営委託）
- ・ 平成18～20年度 済生会福岡総合病院（指定管理（非公募））
- ・ 平成21～23年度 済生会福岡総合病院（指定管理（非公募））
- ・ 平成24～26年度 一般社団法人福岡市医師会（指定管理（公募））
- ・ 平成27～令和元年度 一般社団法人福岡市医師会（指定管理（公募））